

千葉市下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月17日

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木 達也

## 千葉市規則第 8 号

### 千葉市下水道事業会計規則の一部を改正する規則

千葉市下水道事業会計規則（平成 8 年千葉市規則第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「もって」の次に「後任者は」を加える。

第 2 5 条第 2 項ただし書中「磁気テープ交換」を「電磁的記録媒体（データ伝送を含む。以下同じ。）交換」に、「磁気テープを」を「電磁的記録媒体を」に改める。

第 2 7 条第 1 項中「（当該日が土曜日に当たる場合にあっては、その日以後において最も近い日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「休日」という。）でない日）」を削る。

第 3 7 条第 2 項ただし書を削る。

第 3 9 条第 6 項中「（当該日が土曜日に当たる場合にあっては、その日以後において最も近い日曜日又は休日でない日）」を削る。

第 4 5 条第 1 項中「まって」を「待って」に改め、同条第 2 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 1 0 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 6 条中「またない」を「待たない」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条第 1 号中「並びに賃金」を削る。

第 4 8 条中第 1 項第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 1 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 2 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 5 3 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、前条第 1 号に規定する経費に係る前渡資金の精算を行う場合においては、領収書又は支払を証明する書類の添付を省略することができる。

第 5 3 条第 2 項ただし書中「第 4 8 条第 1 項第 2 号」を「第 4 8 条第 1 項第 1 号」に、「同項第 3 号」を「同項第 2 号」に改める。

第 1 1 4 条第 2 項第 2 号中「備消耗品費」を「備消品費」に改める。

別表第4 勘定科目表共通「節」一覧表の表中

「

02	手当	会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例に基づき、支給する手当等
07	報酬	議員報酬、委員報酬、会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例に基づき、支給する報酬
08	法定福利費	報酬及び賃金に対する社会保険料

を

「

02	手当	会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例に基づき、支給する手当等
04	賞与引当金繰入額	会計年度任用職員の賞与引当金として計上するための繰入額
05	法定福利費引当金繰入額	会計年度任用職員の法定福利費引当金として計上するための繰入額
07	報酬	議員報酬、委員報酬、会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例に基づき、支給する報酬
08	法定福利費	報酬に対する社会保険料

に

改める。

別表第5 賃金の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。